

第 76 回全国植樹祭公式ホームページ作成・運用業務委託公募型プロポーザル募集要領

この要領は、第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が「第 76 回全国植樹祭公式ホームページ作成・運用業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

全国植樹祭は、昭和 25 年以来毎年春季に（公社）国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化推進運動の中心的行事である。

令和 8 年春（2026 年）に愛媛県で第 76 回全国植樹祭を開催するに当たり、ユーザー視点で利用しやすいホームページを作成・運用することにより、開催に向けた取組や各種募集を広く効果的に情報発信することを目的とする。

2 委託業務の内容等

- (1) 業務名 第 76 回全国植樹祭公式ホームページ作成・運用業務
- (2) 実施期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容 別添「第 76 回全国植樹祭公式ホームページ作成・運用業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託料の上限額 2,021,470 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール（予定）

内容	日付
募集要領の公表	令和 5 年 12 月 15 日（金）
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和 5 年 12 月 26 日（火）午後 5 時
参加表明書の提出期限	令和 5 年 12 月 26 日（火）午後 5 時
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和 6 年 1 月 5 日（金）午後 5 時
企画提案書の受付期限	令和 6 年 1 月 22 日（月）午後 5 時
書面審査	令和 6 年 1 月下旬
審査結果の通知・公表	
業務委託契約の締結	
成果品の提出	令和 6 年 3 月中旬

4 参加資格

本企画案に参加できる者（以下「参加者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県（以下、「県」という。）内に本社、支社又は営業所を有している者であること。
- (2) 企画提案書の提出時まで、令和 5～7 年度愛媛県製造の請負等に係る競争入

札参加者名簿に登録済みであること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 企画提案書の提出時において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者（愛媛県暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員等を含む。））でないこと。
- (9) 愛媛県税並びに特別法人事業税及び地方法人特別税の滞納がないこと。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、愛媛県農林水産部森林整備課のホームページからダウンロードし入手すること。

なお、森林整備課の窓口及び郵送での配布は行わない。

URL <https://www.pref.ehime.jp/h35900/syokujusai/hp-bosyu.html>

6 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式4）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年12月26日(火)午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
口頭又は電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
 - ・メール宛先 syokujusai@pref.ehime.lg.jp
 - ・メール件名
【法人名】（質問）第76回全国植樹祭公式ホームページ作成・運用業務
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年1月5日(金)午後5時までに、参加表明書提出者全員に電子メールにより送付するとともに、愛媛県森林整備課ホームページにて公表する。ただし、質問又は回答が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、以下により提出すること。

(1) 提出書類

①	参加表明書兼誓約書(様式1)	1部
②	会社概要(任意様式)	1部
③	類似・関連事業の実績一覧表(様式3)	1部

※②については、既存のパンフレット等も可

(2) 提出期限 令和5年12月26日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。

(4) 提出先 〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4-2
第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
(愛媛県農林水産部森林局森林整備課内)

(5) 参加申込後の辞退

参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、令和6年1月22日(月)午後5時までに参加辞退届(様式2)を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書(任意様式)	10部
②	費用見積書(任意様式)	10部
③	実施フロー(様式5)	10部
④	事業の統括責任者・従事予定者一覧表(様式6)	10部

※③については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

(2) 提出期限 令和6年1月22日(月)午後5時必着

(3) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。
なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。

(4) 提出先 上記7(4)と同じ

(5) 提出書類の記載要領

① 企画提案書(任意様式)

ア ホームページのデザイン、機能、目標設定

- ・ トップページのイメージ図
(パソコン、スマートフォン端末、それぞれの図)
- ・ デザインコンセプト
- ・ ユニバーサルデザインについて配慮したポイント
- ・ 業務成果の中立性
- ・ その他、独自の企画提案

イ ホームページの管理・運用方法

- ・ サーバーの規格及び設置場所
- ・ サーバー設置場所のセキュリティ対策、外部からの攻撃等におけるウイルス対策について
- ・ 大会期間中のアクセス集中への対策について
- ・ 運用開始後のサポート体制等について

② 費用見積書（任意様式）

ア 企画提案書に基づきホームページを運用する経費を算出し、見積書を提出すること。

イ 以下の積算内訳を別途添付すること。

- ・ ホームページ作成に係る経費
- ・ 運営に係る経費（月あたりの単価）
- ・ レンタルサーバーの場合は、レンタルに係る経費（自社サーバーの場合は不要）

ウ 項目ごとの価格は税込み(10%)とする。

③ 実施フロー（様式5）※任意様式でも可

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、実施体制等を記載すること。

9 審査及び選定方法

選考方法の詳細は、本実行委員会が設置する審査会で決定する。

企画提案書の審査は、書面審査によることとし、プレゼンテーションは実施しない。審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計を審査員の数で除した点数が60点以上あれば最優秀提案者として選定する。

10 審査基準

事項ごとに次のとおり配点する。（合計100点満点）

(1) ホームページのデザイン、機能性、目標設定(60点)

トップページのイメージ図(10点)、デザインコンセプト(20点)、ユニバーサルデザインへの配慮(10点)、業務成果の中立性(10点)、独自の企画提案(10点)

(2) ホームページの管理・運用方法（35点）

サーバーの規格及び設置場所(10点)、運用開始後のサポート体制等(20点)、保守費用について(5点)

(3) 実施体制（5点）

実施体制に係る提案(5点)

11 公平な企画提案の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 留意事項

- (1) 参加者が次の(1)～(5)のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。
 - ① 民法（明治 29 年法律第 89 条）第 90 条（公序良俗の違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する事案を行った場合
 - ② 審査等に関する不当な要求を申し入れた場合
 - ③ 本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ④ 同一参加者が 2 つ以上の提案書を提出した場合
 - ⑤ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
 - ⑥ その他不正な行為があった場合
- (2) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。書類は最優秀企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、参加者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、実行委員会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案内容に含まれる特許等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

13 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

14 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託契約候補者と提案内容に沿った契約内容についての協議・調整を行い、実行委員会と委託契約候補者の双方が合意に至った場合に、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

最優秀企画提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀企画提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

15 契約保証金

地方自治法施行令第167条の16の規定で定める契約保証金として、契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。

16 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

17 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
（愛媛県農林水産部森林局森林整備課内）
電話番号：089-912-2486
電子メール：syokujusai@pref.ehime.lg.jp